

令和4年6月3日

厚真町議会議長 渡部 孝樹 様

北海道胆振東部地震復興特別委員長 吉岡 茂樹

委員会調査報告書

令和4年第1回定例会において閉会中の委員会活動の議決を得た委員会調査について、去る5月13日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 調査事件

(事務調査)

- ① 国営かんがい排水事業及び、直轄災害復旧事業「勇払東部地区」の進捗状況について

2 主な説明内容

① 国営かんがい排水事業及び、直轄災害復旧事業「勇払東部地区」の進捗状況について

国営勇払東部農業用水再編対策事業の概要

1 事業の目的

厚真町とむかわ町の一部を含む農地 3,224ha を受益とするかんがい排水事業として、代掻き期の短縮や深水かんがいなど近代化営農に対応するため、厚幌ダムに新たな水源を求めて安定的な用水を供給するとともに老朽化した用排水施設の整備を行い、関連する道営ほ場整備事業で末端水路の整備や圃場の区画を整理して農業生産性の向上と経営の安定化を図るとともに、農業用水が有する防火親水機能など地域用水機能の維持増進を図るもの。

2 計画の内容

1) 関係町 : 厚真町、むかわ町

2) 受益面積 : 3,224ha (田 2,866ha、畑 358ha)

〔うち、
・厚真町 3,166ha (田 2,808ha、畑 358ha)
・むかわ町 58ha (田 58ha)〕

3) 主要工事 : ①貯水池 1箇所 (厚真ダム改修)
②頭首工 1箇所 (美里頭首工)
③揚水機 2箇所 (第9区揚水機、本郷揚水機)
④用水路 18条 82.1km
⑤排水路 3条 8.7km

4) 総事業費 : 470億円

〔うち、
・一期地区 118.5億円
・二期地区 351.5億円〕

5) 事業期間 : (震災前) 平成13年度～平成34年度 (令和4年度)
工事は平成31年度完成予定であった
(平成32年度～平成34年度迄は施設機能監視期間)

(震災後) 平成13年度～令和9年度
工事は令和6年度完成予定
(令和7年度～令和9年度迄は施設機能監視期間)

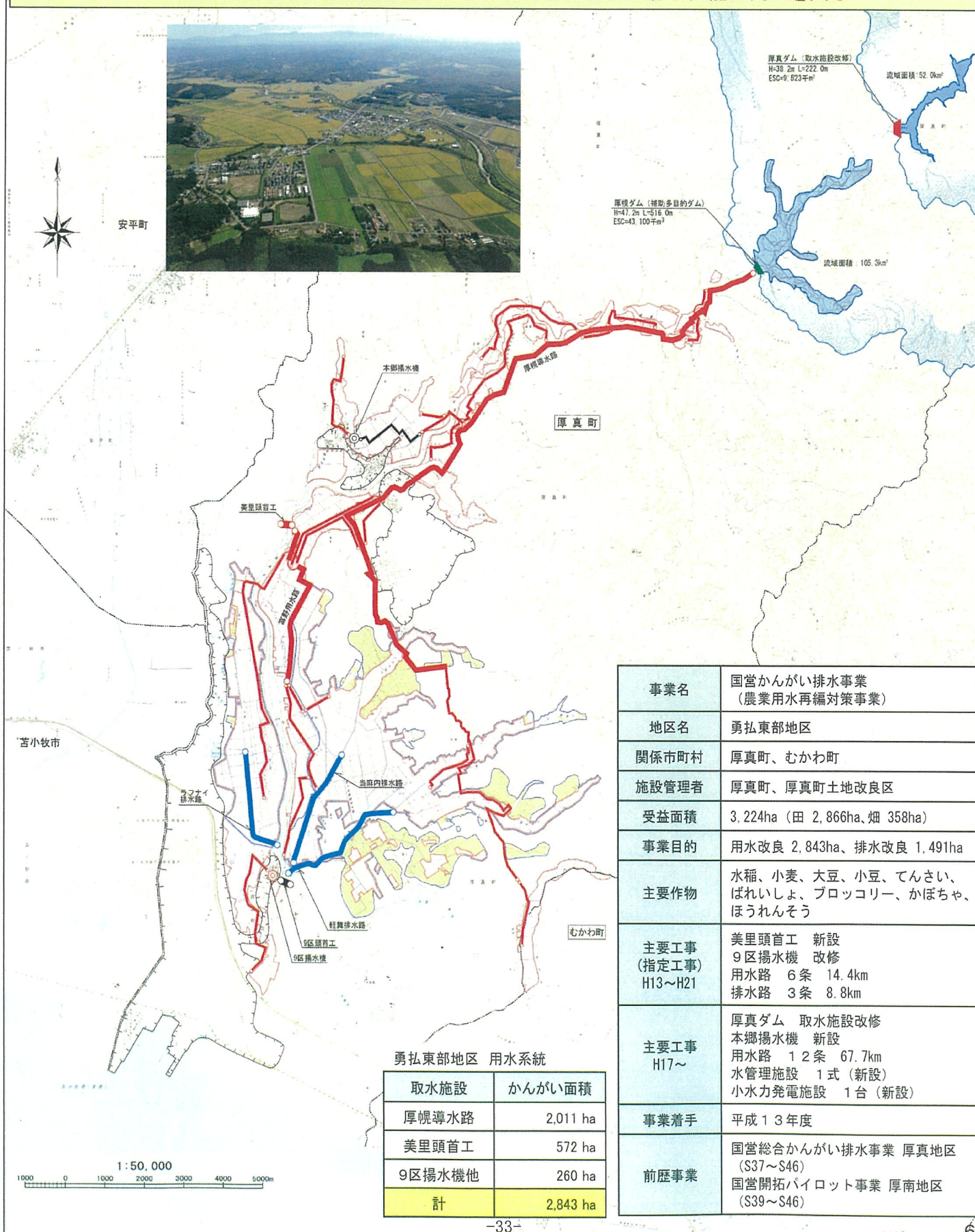
* 資料は胆振農業事務所作成 胆振の農業農村整備事業より抜粋

国営かんがい排水事業「勇払東部地区」の概要

(国営農業用水再編対策事業)

(事業目的)

本地区は、補助多目的ダムである厚幌ダムに新たな水源を求め、厚真ダム等の用水施設及び排水施設の整備等を行うことにより、農業用水の安定供給、用水管理の合理化及び排水性能の向上を図る



事業名	国営かんがい排水事業 (農業用水再編対策事業)
地区名	勇払東部地区
関係市町村	厚真町、むかわ町
施設管理者	厚真町、厚真町土地改良区
受益面積	3,224ha (田 2,866ha、畑 358ha)
事業目的	用水改良 2,843ha、排水改良 1,491ha
主要作物	水稻、小麦、大豆、小豆、てんさい、 ばれいしょ、ブロッコリー、かぼちゃ、 ほうれんそう
主要工事 (指定工事) H13~H21	美里頭首工 新設 9区揚水機 改修 用水路 6条 14.4km 排水路 3条 8.8km
主要工事 H17~	厚真ダム 取水施設改修 本郷揚水機 新設 用水路 12条 67.7km 水管理施設 1式(新設) 小水力発電施設 1台(新設)
事業着手	平成13年度
前歴事業	国営総合かんがい排水事業 厚真地区 (S37~S46) 国営開拓パイロット事業 厚南地区 (S39~S46)

勇払東部地区 用水系統

取水施設	かんがい面積
厚幌導水路	2,011 ha
美里頭首工	572 ha
9区揚水機他	260 ha
計	2,843 ha

3 災害復旧事業

事業名 国営農業用水再編対策事業 勇払東部地区 直轄災害復旧事業

被災年月日 平成30年9月6日(木) 午前3時7分 発生
北海道胆振東部地震(深さ37km M6.7 震度7)

被災状況 地震の強震動による地盤の強度低下の影響によりダム、頭首工、揚水機、管水路等の農業用施設が破損、損傷

地区内施設の被災概要

施設	復旧数量	被害内容
ダム	1箇所	山林斜面の崩壊により、ダム洪水吐や貯水池に土砂が流入、損傷や土砂堆積が発生。
頭首工	2箇所	地震の揺れにより、コンクリート部にクラックが発生、護岸工が被災。
揚水機	1箇所	地震の揺れにより、コンクリート部にクラックが発生。
用水路	12条 28.3 km (厚幌導水路 15,109 m 外11用水路 13,198 m)	地震の揺れにより、菅の破損・離脱、沈下等による損傷が発生。

事業費 約478億円 (災害復旧事業 工期H30~R5)
国庫負担率 99.98% 地方負担率 0.02% (道0.01% 町0.01%)

* 資料は胆振農業事務所作成 胆振の農業農村整備事業より抜粋

直轄災害復旧事業「勇払東部地区」

厚真ダムの被災概要

○ 厚真ダムは、周辺斜面が崩壊し、土砂が洪水吐や貯水池等に流入し、損傷や土砂堆積が発生

被災前の厚真ダム



被災後の厚真ダム (H30. 9. 7)

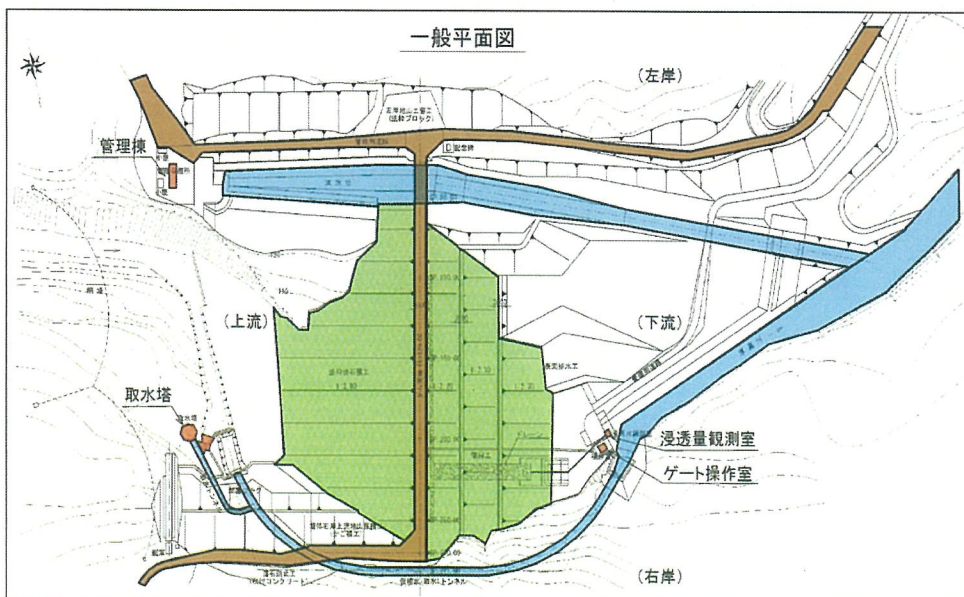


厚真ダムの概要

位置	勇払郡 厚真町 幌内
河川名	厚真川 (2級河川)
ダム形式	中心遮水ゾーン型フィルダム
総貯水量/有効貯水量	1,008 万m ³ /952万m ³
堤高/堤頂長	38.2 m / 222.0m
最大取水量/洪水量	2.3 m ³ /s / 530 m ³ /s
施設管理者	厚真土地改良区
着工/完成 年度	1962年(S37)/1970(S45)



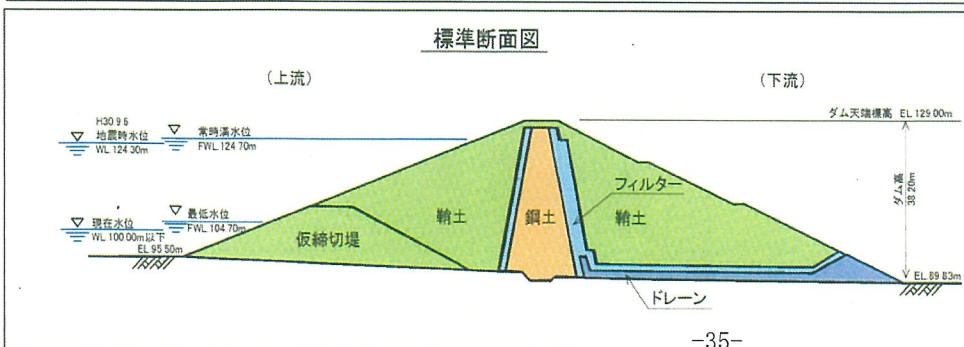
H30.9.7 埋塞した洪水吐の状況



H30.9.9 自衛隊による洪水吐の倒木撤去



H30.9.22 堤体下流右岸の被災



H30.9.29 取水放流操作室の損壊

厚幌導水路の被災と復旧 直轄災害復旧事業「勇払東部地区」

- 厚幌導水路は、震度7の地震動により、管の離脱、地盤の沈下、法面の崩壊など被災
- 早期復旧に向けて、被災した箇所への復旧工事を推進



管の離脱によるほ場被害



管の離脱



管の離脱箇所からの地下水等の流入



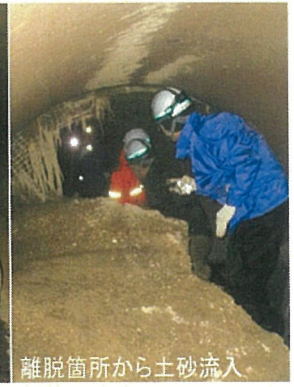
管の離脱によるほ場被害



管の離脱



管のクラック



離脱箇所から土砂流入



R元.8.30 管敷設状況



R元.9.20 管敷設状況

【令和4年度 供用開始範囲】

厚幌導水路については、ウクル川横断部まで令和3年度の通水試験により施設の安全性が確認できたことから、令和4年5月から供用を開始しています。

支線用水路は、2区用水路、4区用水路、5区第1用水路、6区第2用水路は、通水試験により施設の安全確認したため供用を開始します。また、1区用水路、3区用水路は復旧工事を終え、令和4年4月に通水試験を行い、施設の安全性を確認後、速やかに供用を開始する予定です。

【令和4年度 復旧事業内容】

厚幌導水路については、令和3年度工事の一部を令和4年度に工期延伸しましたが、令和4年10月までに通水試験まで終えて全線復旧を完了する予定です。

その他、富野用水路、豊川用水路、支線用水路は、全線復旧を完了する予定です。ただし、口径が800mm以下については、令和4年8～10月にかけて通水試験を実施し、被災箇所を特定する予定です。

- ① 富野用水路 L = 0.7 km
- ② 豊川用水路 L = 1.7 km
- ③ 支線用水路 L = 1.4 km (2区用水路、3区用水路、6区第1用水路、
軽舞下流用水路)
- ④ 厚真ダム 洪水吐、取水放流施設等

【令和4年度 基本事業内容】

基本事業については、支線用水路全線の改修を終える予定です。また、厚真ダムについては、災害復旧事業と併せてスクリーン設置等を行い、改修を終える予定です。

- ① 厚真ダム 附帯施設1式 (水位計、スクリーン設置)
- ② 支線用水路等 L = 0.5 km (1区用水路、幌内用水路、6区第1用水路)
- ③ 取水施設撤去 10箇所 (第1区頭首工、第3区頭首工、4区頭首工、
5区揚水機場、ウクル川取水施設6施設)
- ④ 小水力発電施設 有水試験

【令和5年度 復旧事業内容】

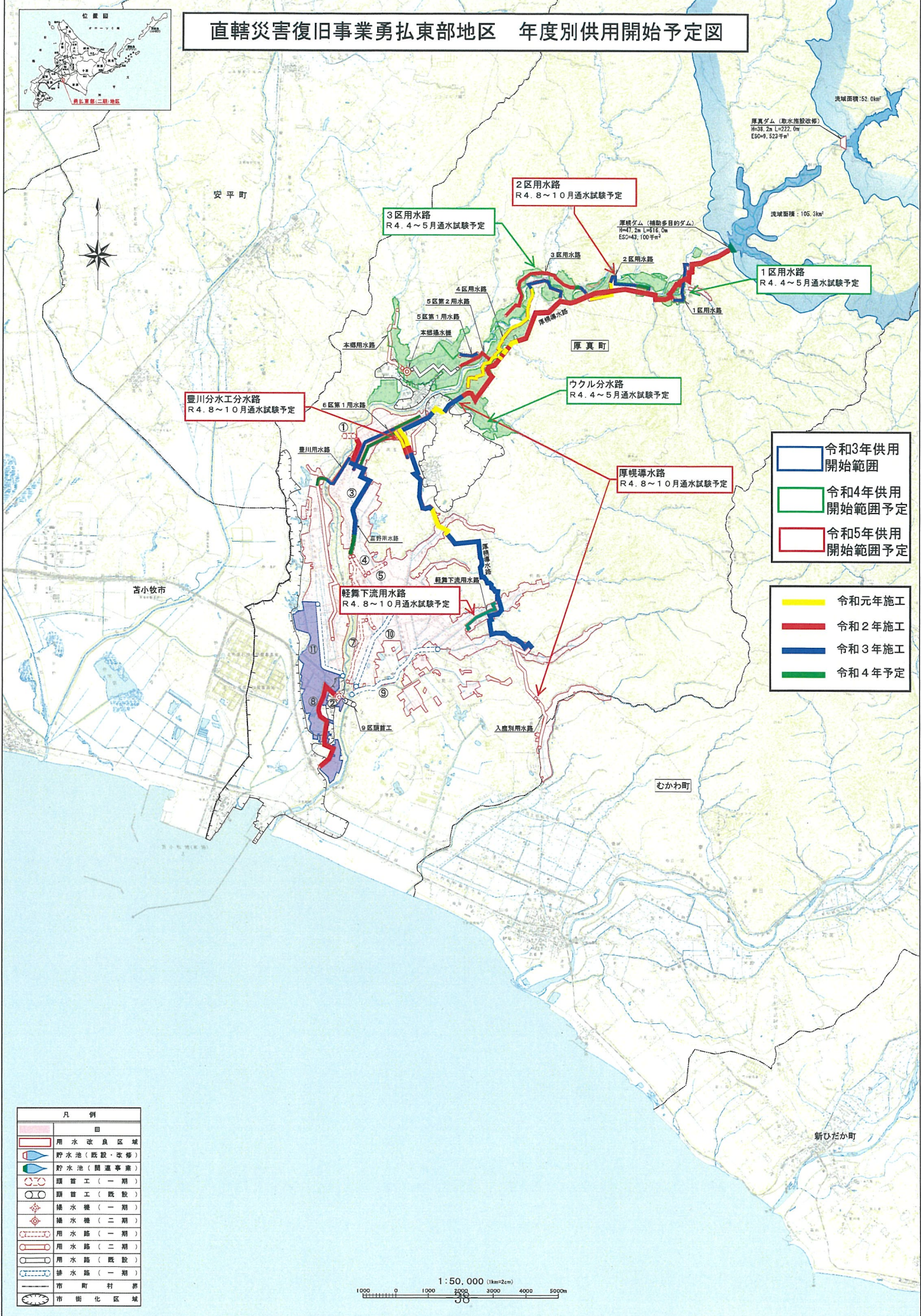
通水試験により口径が800mm以下の支線用水路の被災が確認した部分の復旧工事を実施し、全線復旧となる予定です。

厚真ダムについては、試験湛水を実施し施設の安全確認を行います。

【令和5年度 基本事業内容】

厚幌導水路からの用水供給により不用となる取水施設等の撤去を行います。

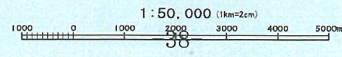
直轄災害復旧事業勇払東部地区 年度別供用開始予定図



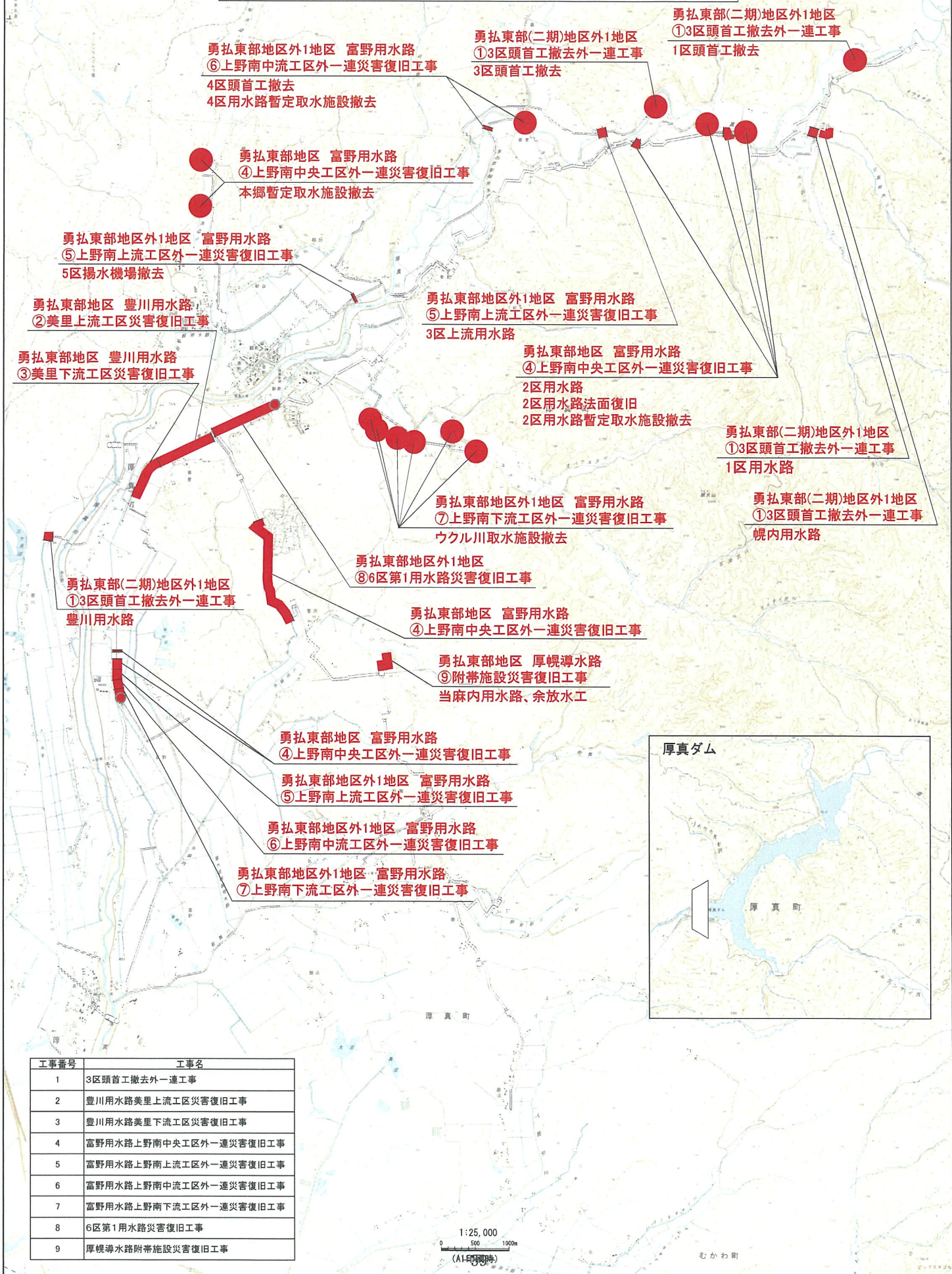
- 令和3年供用開始範囲
- 令和4年供用開始範囲予定
- 令和5年供用開始範囲予定

- 令和元年施工
- 令和2年施工
- 令和3年施工
- 令和4年予定

凡例	
	田
	用水改良区域
	貯水池(既設・改修)
	貯水池(計画事業)
	樋首工(一期)
	樋首工(既設)
	揚水機(一期)
	揚水機(二期)
	用水路(一期)
	用水路(二期)
	用水路(既設)
	排水路(一期)
	排水路(二期)
	市町村界
	市街化区域



国営勇払東部地区 勇払東部(二期)地区 R4年度工事位置図



工事番号	工事名
1	3区頭首工撤去外一連工事
2	豊川用水路美里上流工区災害復旧工事
3	豊川用水路美里下流工区災害復旧工事
4	富野用水路上野南中央工区外一連災害復旧工事
5	富野用水路上野南上流工区外一連災害復旧工事
6	富野用水路上野南中流工区外一連災害復旧工事
7	富野用水路上野南下流工区外一連災害復旧工事
8	6区第1用水路災害復旧工事
9	厚幌導水路附帯施設災害復旧工事

1:25,000
0 500 1000m
(A1-甲)同時

むかわ町

3 主な質疑・意見

① 国営かんがい排水事業及び、直轄災害復旧事業「勇払東部地区」の進捗状況について

- ・工事が遅れている部分は、鹿沼線の導水管なのか。軽舞地区のところで管がまだむき出しの状態になっているが、今年度のいつ頃完成の予定かお聞きしたい。
- ・今期、今までにない渇水が続いていて、工事が早い時期に完成して水を通すということはできるものなのかどうか。
- ・令和3年度工事の一部を令和4年度に工事を延伸したということで、工事完了の管を埋めたところの部分に影響はなかったのか。
- ・2区の用水路は今年の8月通水予定ということで、もう一つ5区の第1用水路も青い線になっていて、現状では沢水を使って今までやっていたような気がするが、今年度、渇水時期で大変だと思うが対応はどのようになっているのか。
- ・中心の赤い線が④番、上野南中央工区外になっているが位置的には上野であるが、これはこういう工区で間違いないか。
- ・頭首工の撤去は、いつ頃から始まっていつ頃終わるのか。
- ・渇水期に頭首工を撤去するというので、水質に関する影響はないように工事をするのか。

令和4年6月6日

厚真町議会議長 渡部 孝樹 様

新庁舎周辺等整備調査検討特別委員長 下司 義之

委員会調査報告書

令和4年第1回定例会において付託された調査事件について、去る4月15日・5月27日に本委員会を開催し、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 委員会開催状況

令和4年4月15日 令和4年5月27日

2 調査事件（所管事項）

令和4年4月15日

（現地調査）

① 解体予定施設等

（消防庁舎、消防庁舎予定地、児童会館、創作館、青少年センター）

（事務調査）

① 庁舎周辺等整備基本構想・基本計画等について

（解体予定施設、消防庁舎、土地利用計画・広場）

令和4年5月27日

（事務調査）

① 庁舎周辺等整備基本構想・基本計画等について

（消防庁舎（補足）、土地利用計画・広場）

3 主な説明内容

厚真町庁舎周辺等整備基本構想・基本計画

(素案)

令和4年1月



厚真町庁舎周辺等整備基本構想・基本計画

目 次

I 基本構想編	1
第1章 現況とこれまでの経緯	2
1-1 現施設の状況	2
1-2 これまでの経緯と整備の必要性	5
1-3 計画の位置づけ	5
第2章 基本理念・基本方針	6
2-1 基本理念	6
2-2 基本方針	7
2-3 各施設の活用方針	13
第3章 整備方針・導入機能・整備規模	15
3-1 役場庁舎	15
3-2 文化交流施設・(仮称)アイヌセンター	20
3-3 消防庁舎	23
3-4 駐車場・駐輪場	24
第4章 土地利用計画	25
4-1 庁舎周辺エリアの土地利用計画・ゾーニング	25
4-2 動線・施設整備計画	26
4-3 防災計画	29
II 基本計画編	33
第5章 役場庁舎	34
5-1 機能・面積	34
5-2 建築計画	38
第6章 文化交流施設・(仮称)アイヌセンター	42
6-1 機能・面積	42
6-2 建築計画	45
第7章 消防庁舎	47
7-1 機能・面積	47
7-2 配置計画	53
第8章 既存施設の改修計画	55
8-1 総合福祉センター	55
8-2 総合ケアセンターゆくり	55
第9章 広場計画	56
9-1 機能	56
第10章 事業計画	57
10-1 事業手法	57
10-2 事業スケジュール	59
10-3 概算事業費・財源	60
III 資料編	61
資料1. 検討体制	62
資料2. 検討経緯	63
資料3. 厚真にぎわい会議(町民ワークショップ)の開催結果	64

I 基本構想編

第1章 現況とこれまでの経緯

1-1 現施設の状況

(1) 対象エリア・対象施設

本計画は、役場庁舎をはじめとする16の公共施設が立地するエリアを対象範囲（以下、「庁舎周辺エリア」という）とします。

役場庁舎や創作館、厚真児童会館、消防職員住宅は既に耐用年数を経過し、役場庁舎別館や総合福祉センター、青少年センター、旧母子健康センター、胆振東部消防組合（消防庁舎）についても老朽化が進んでいる状況です。

No.	施設名称	所在地	階数	構造	延面積(m ²)	竣工年(和暦)	竣工年(西暦)	耐用年数	経過年数	老朽化率
1	役場庁舎	京町120	2	RC造	836.09	昭和28年	1953	60	68	113.3%
2	役場庁舎別館	京町120	1	S造	541.83	昭和60年	1985	50	36	72.0%
3	役場庁舎別館	京町120	1	S造	72.11	平成4年	1992	50	29	58.0%
4	厚真町総合福祉センター	京町165-1	2	RC造(一部S造)	2181.03	昭和49年	1974	60	47	78.3%
5	厚真町総合ケアセンターゆくり	京町165-1	2	RC造	2471.67	平成16年	2004	60	17	28.3%
6	厚真町青少年センター	京町165-1	2	RC造	1254.98	昭和54年	1979	60	42	70.0%
7	町民ギャラリー	京町165-1	2	RC造	255.14	平成3年	1991	60	30	50.0%
8	創作館	京町165-1	1	W造	357.21	昭和52年	1977	40	44	110.0%
9	厚真児童会館	京町158-1	1	CB造(一部S造)	430.50	昭和40年	1965	50	56	112.0%
10	児童会館(旧学童)	京町158-1	1	S造	195.60	平成14年	2002	50	19	38.0%
11	旧母子健康センター	京町164-1	1	CB造(一部S造)	282.86	昭和48年	1973	50	48	96.0%
12	胆振東部消防組合	錦町125	2	RC造、S造	490.86	昭和46年	1971	60	50	83.3%
13	胆振東部消防組合	錦町125	1	S造	232.72	昭和56年	1981	50	40	80.0%
14	胆振東部消防組合	錦町125	1	RC造	96.39	平成5年	1993	60	28	46.7%
15	胆振東部消防組合	錦町125	1	S造	179.40	平成11年	1999	50	22	44.0%
16	消防職員住宅	錦町125	1	W造	422.32	昭和47年	1972	40	49	122.5%
						昭和49年	1974	40	47	117.5%

※老朽化率＝経過年数／耐用年数

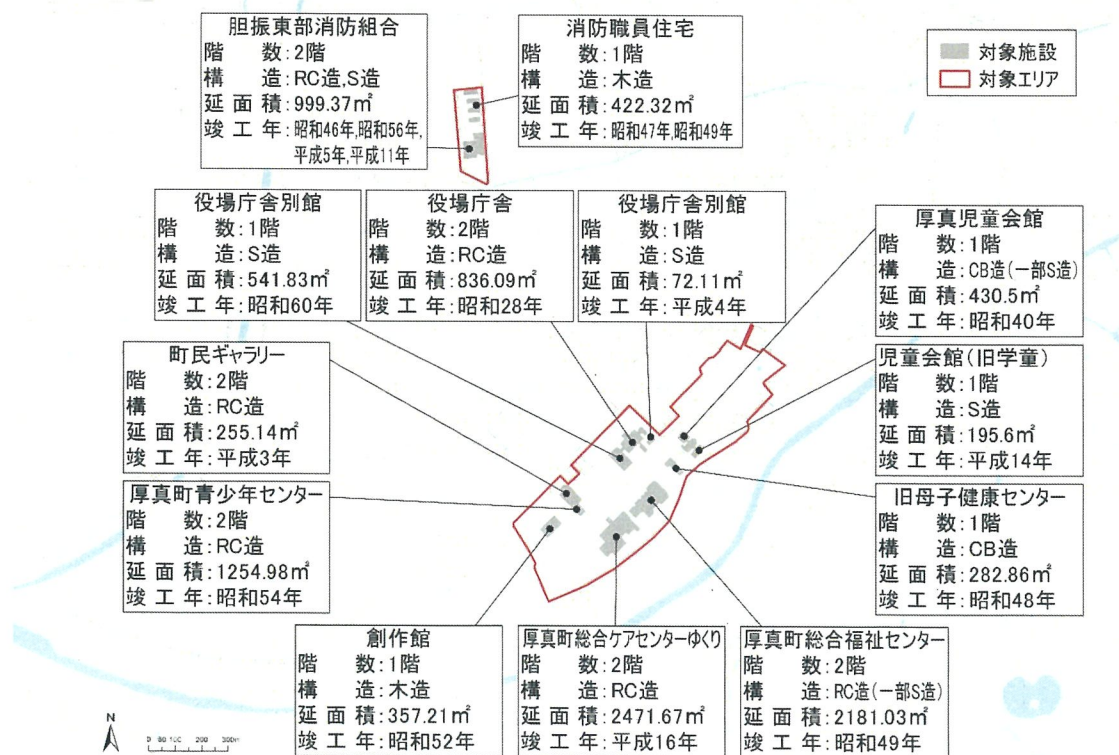


図 対象エリア・対象施設

■ 役場庁舎



■ 役場庁舎 別館



■ 青少年センター・町民ギャラリー



■ 創作館



■ 総合福祉センター



■ 総合ケアセンターゆくり



■旧母子センター



■厚真児童会館・児童会館（旧学童）



■胆振東部消防組合（消防庁舎）



1-2 これまでの経緯と整備の必要性

本町では平成29年11月に「厚真町庁舎及び周辺施設整備基本構想」、平成30年8月に「厚真町庁舎及び周辺施設整備 基本計画」を策定しましたが、本町に甚大な被害をもたらした平成30年北海道胆振東部地震や、新型コロナウイルス感染症の拡大により、本町の情勢も大きく変化しています。

そこで、広く町民等の意見を把握しながら、改めて役場庁舎や周辺施設の機能、役割、規模、建設場所に関する考え方等を検討し、新たに庁舎周辺等整備基本構想・基本計画を策定します。

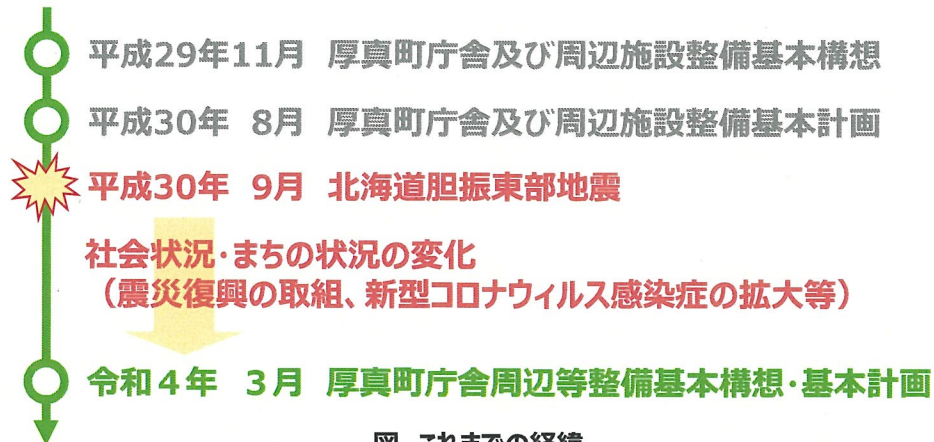


図 これまでの経緯

1-3 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第4次厚真町総合計画改訂版」に即するとともに、復旧・復興計画や第2期まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略、強靱化計画、都市計画マスタープランなどの各種関係計画との整合を図るものです。

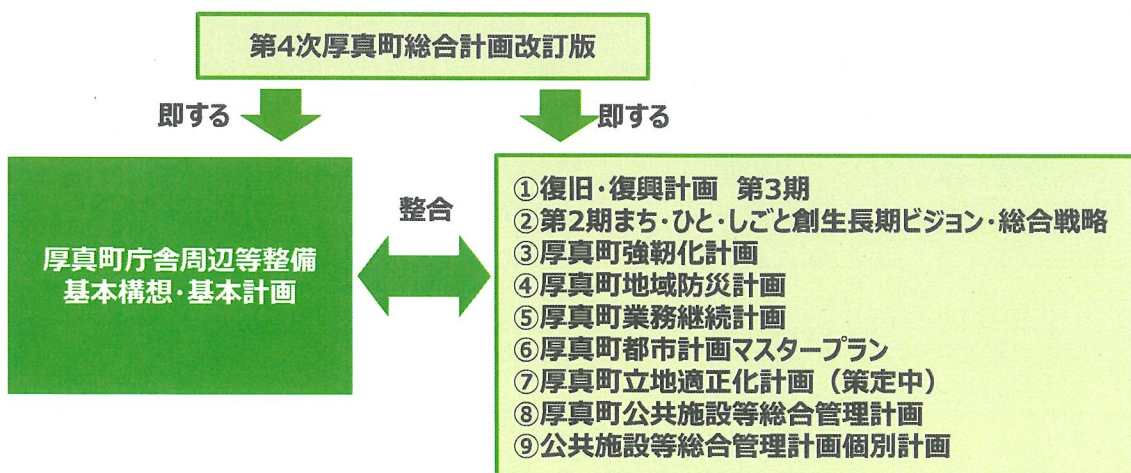


図 計画の位置づけ

第2章 基本理念・基本方針

2-1 基本理念

庁舎周辺エリアには、役場庁舎をはじめ、青少年センターや総合福祉センター、総合ケアセンターゆくり、認定こども園つみきなど、行政、文化、福祉、教育、子育てなど様々な都市機能が集積した、町の中心＝「まちのコア」となるエリアです。

北海道胆振東部地震の復興途上の中、庁舎周辺エリアの再整備にあたっては、これからも厚真で「暮らし続けたい」と思えるまちを形成するとともに、町外からも厚真に「暮らしたい・行ってみたい」と思えるまちを形成していくため、今後も庁舎周辺エリアは、町民の暮らしや産業、安全・安心を支える「まちのコア」としての役割を担っています。

古くから「広場」は、多様なヒトやモノ、カネ、情報が行き交う場であり、まちに住む人々の居場所であり、様々な暮らしの営みやアクティビティが各所で行われている、いわばパブリックライフが展開している場です。

「暮らし続けたい・行ってみたい」と思える厚真を形成していくために、庁舎周辺エリアでは、災害時における司令塔としての役割をしっかりと担いながら、様々な都市機能が連携・融合することによって、町内外の人々の多様な交流を生み、居心地がよく、厚真の未来を担う子供たちの笑顔にあふれた「ひろば」のような「まちのコア」を創出していくことが重要と考えます。

この「ひろば」で一人ひとりの幸せが生まれ、育ち、広がり、厚真の明るい未来につながっていく。そのような想いを込めて、庁舎周辺エリアの再整備における基本理念を次のように設定します。

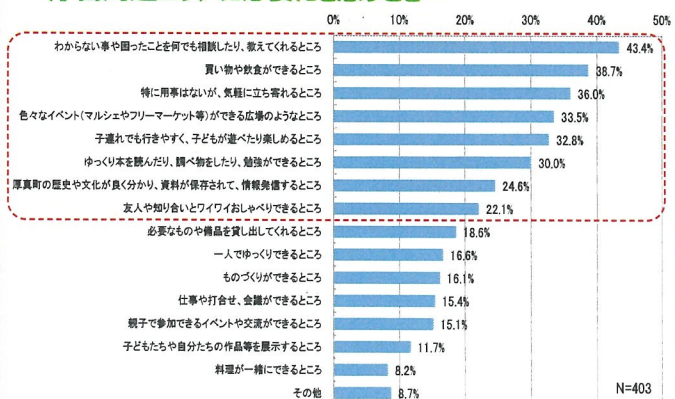
厚真の明るい未来が生まれる“ひろば” の整備を目指します

※施設や広場のキャッチフレーズ・愛称は、完成時に広く募集することを考えます。

参考：厚真にぎわい会議（町民WS）意見 ～重要だと感じること（一部抜粋）～

- ✓ 人とのつながり出会いの場の大切さ
- ✓ 気楽に日常を表現できる場に
- ✓ 居心地がいい
- ✓ ついでではなくあえて寄りたい場所に
- ✓ 普段使いと非常時の活用の一石二鳥
- ✓ だんだん良くなる、自分達で作りに上げていく
- ✓ 地元が主役

参考：町民アンケート調査結果 ～庁舎周辺エリアに必要だと思うこと～



2-2 基本方針

基本理念をもとに、庁舎周辺エリアの再整備における基本方針は、前計画（H29.11）を踏まえつつ、平成30年9月の北海道胆振東部地震に伴う様々な経験、上位・関連計画における方針、町民ワークショップ、アンケート、ヒアリング等の町民意向を踏まえて、5つの基本方針を設定しました。



基本方針1：まちの安心・安全を支える「ひろば」



方針1-1（災害対策の司令塔）：災害時も機能を発揮できる庁舎・消防庁舎の整備

- 十分な耐震性を確保した安全な建物として、大地震などの災害時に、災害対策本部としての機能を十分に発揮し、平時から復興までのあらゆる時間軸にも活用できるように、耐震性を確保し浸水対策を施した拠点施設として機能強化を図ります。
- 確実かつ迅速な消防・救急活動ができる消防庁舎を整備します。

方針1-2（記憶・意識）：災害の記憶を伝え、地域防災や情報発信を担う施設の整備

- 震災の記憶を残し、伝承と発信を行う施設を整備します。
- 震災の経験を踏まえ、町民の防災・減災意識を高める施設活用を図ります。

方針1-3（ユニバーサルデザイン）：すべての人が利用しやすくやさしいユニバーサルデザインの導入

- 年齢、性別、国籍、人種、障がい、価値観に関わらず、誰もが利用しやすいバリアフリーに配慮し、ユニバーサルデザインを導入した「人にやさしい施設」を目指します。
- 駐車場や駐輪場などの周辺整備にも配慮し、来街者の利便性向上を図ります。

参考：厚真にぎわい会議（町民ワークショップ）で出された意見
～庁舎周辺にあったらいいもの～

- 災害があっても安心安全な場所



基本方針 2 : それぞれの人の居場所となる快適な「ひろば」



方針 2-1 (居場所) : 町民それぞれの快適な親しみやすい居場所となる施設の整備

- 町民の誰もが気軽に立ち寄ることができ、厚真の暮らしを豊かにする日常的な居場所となる「サードプレイス※」の創出を目指します。
※サードプレイス：自宅や職場・学校ではない、心地の良い第3の居場所のこと。

方針 2-2 (学びの場) : 将来への夢を育み、多様な学習、文化活動が楽しめる「学びの場」「遊び場」の整備

- いつでも、安全・安心して遊べる場、社会性や創造性、自主性を学ぶ場を整備します。
- 図書・創作を核とした文化交流拠点の整備、良質な時間を過ごせる豊かな滞在空間を創出し、明るくてあたたかい、オープンな施設を整備します。
- 厚真町の埋蔵文化財をはじめとするアイヌ文化や開拓遺産・精神を身近に触れる事の出来る施設とします。
- 木工、陶芸、音楽など町民の自主的な文化芸術活動を活性化させる施設を整備します。

方針 2-3 (利便性・快適性) : 利便性・快適性の高いコンパクトな役場庁舎の整備

- 町民が利用する際に、わかりにくさや不便さを解消し、町民サービスの充実及び利便性、快適性を感じられる施設を目指します。
- アフターコロナ社会を見据え、社会情勢や町民ニーズの変化による行政組織や行政サービスの見直し、働きやすく効率的で創造的な業務環境の見直しなど、将来の変化に対応できる柔軟な機能と空間を確保します。

参考：厚真にぎわい会議（町民ワークショップ）で出された意見
～庁舎周辺にあたらしいもの～

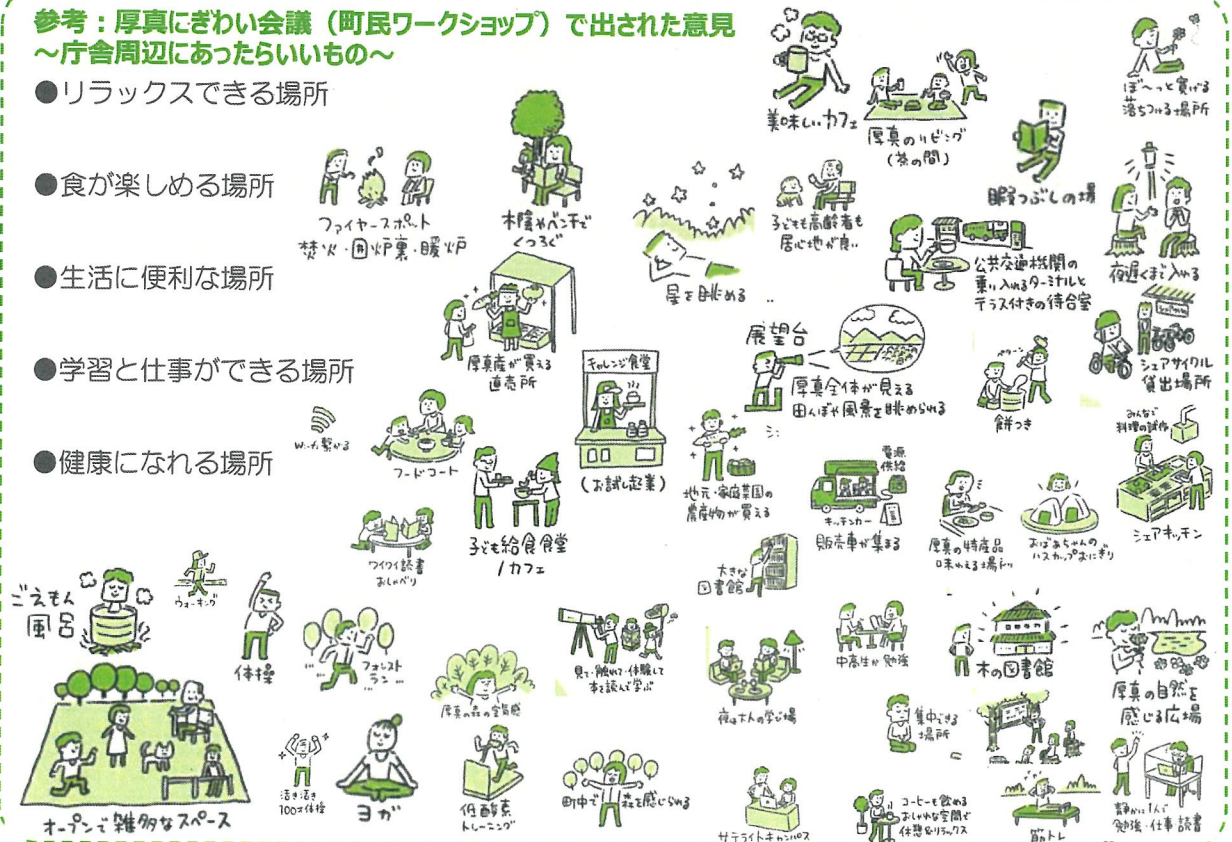
● リラックスできる場所

● 食が楽しめる場所

● 生活に便利な場所

● 学習と仕事ができる場所

● 健康になれる場所



基本方針3：笑顔があつまり、つながる「ひろば」



方針3-1（交流）：子どもから高齢者までの色々な笑顔が溢れつながる文化交流拠点の整備

- 図書機能や創作機能、ホール機能を核としながら、様々なヒト・モノ・コトの交流を創出し、厚真の文化交流を育む拠点を整備します。

方針3-2（子ども）：子どもや子育て世代が安心して過ごせる「ひろば」の整備

- 安心して子どもが学習や遊べる文化交流拠点を整備し、子どもたちの関わり合いを通して親同士の交流を創出するとともに、安心して子どもを連れていきたくなる施設整備に配慮します。

方針3-3（賑わい・交流人口）：町民の賑わいの核となり、魅力的な運用により交流人口を誘導する施設整備

- 厚真の賑わいの核となる交流広場（公園）を整備し、町民などが主体となる屋外での各種イベント事業の利便性を高める基盤を整備します。

参考：厚真にぎわい会議（町民ワークショップ）で出された意見
～庁舎周辺にあったらいいもの～

●子どもや子育て世代が過ごせる場所



●つながりが生まれる場所



●楽しく遊べる場所





基本方針4：シビックプライドを醸成する「ひろば」

方針4-1（文化伝承）：まちの歴史・文化を継承し、地域内外との交流を生む施設の整備

- 旧石器時代から現代に至る厚真の歴史・文化、アイヌ文化、胆振東部地震の記憶を残し、後世に伝え町外に発信する施設を整備します。
- 文化交流拠点として教育や観光等と連携しながら、地域内外の方との協働や交流の創出を目指します。

方針4-2（厚真らしさ）：まちの歴史とともに歩んできた歴史的建造物の活用

- 厚真の発展の歴史とともに歩み、中心的な景観を担ってきた現役場庁舎を保存・活用することで、厚真の歴史を次世代へ紡いでいきます。

方針4-3（ひとづくり）：厚真を担うひとづくりの場の創出

- 文化交流拠点では厚真の未来を担う子どもたちに、地域資源を活用した学習機会を提供し、「学ぶ場」「体験する場」の創出を図るとともに、郷土を愛する児童生徒を育成する施設を整備します。
- 文化交流を通じた地域のつながり・コミュニティの活性化を目指します。

**参考：厚真にぎわい会議（町民ワークショップ）で出された意見
～庁舎周辺にあったらいいもの～**

●文化が育まれる場所



●厚真町を知り厚真に触れられる場所



基本方針5：運営に参画し、まちの産業や挑戦を創発する「ひろば」



方針5-1（町民参加）：町民が施設運営や地域課題解決に取り組み、まちの産業につなげていく施設整備

- 施設整備においては、農林漁業やローカルベンチャーなど、厚真の産業と連携を図ります。
- 周辺の商店街や施設等との連携を図り、市街地全体の回遊性と賑わいの創出を図ります。
- 施設整備の過程に町民が参加し、町民の具体的な活用を想定した施設整備とします。
- 子どもたちと施設整備の過程を共有し、この時にしかない特色ある教育の場として活用します。

方針5-2（環境）：地域資源を活かし、省資源・省エネルギーなど環境に配慮した整備

- 環境負荷を低減し、カーボンニュートラルのまちづくりを推進するため、省エネルギー化や自然エネルギーの活用、リサイクルなど、地球環境に配慮するとともに、維持管理コストを最小限に抑える経済性を兼ね備えた施設を目指します。
- 地域産木材を活用します。（CLT※等）

※CLT：ひき板を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料で、建築の構造材のほか、土木用材、家具などにも用いられている。

方針5-3（ICT）：ICT活用で町の利便性や産業・地域活性化を目指す施設整備

- デジタルトランスフォーメーション（DX※）の推進により、各種行政サービスや情報取得の利便性や快適性の向上を目指した計画とします。

※DX：データとデジタル技術を活用し、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。デジタルトランスフォーメーションの略。

参考：厚真にぎわい会議（町民ワークショップ）で出された意見
～庁舎周辺にあったらいいもの～

- 活動や挑戦をサポートしてくれる場所



2-3 各施設の活用方針

施設の現状のほか、町の総合計画や公共施設等総合管理計画個別計画などの上位・関連計画における方向性を踏まえ、庁舎周辺エリアにおける施設活用方針を次のとおり設定しました。

(1) 役場庁舎

施設の老朽化が進行しており、災害時における災害対策本部機能を確保するため、新たに役場庁舎を【建設】する。一方、現庁舎については、歴史的、景観的、郷土愛的価値を生かし、【改修】により耐震性を確保し、既存施設活用を検討します。

(2) 厚真町総合福祉センター

築40年以上経過し、建築・設備等の老朽化が進んでいるが、町内における大規模イベント等を実施できるホール機能（大集会室）を拡充する【改修】を行い、継続利用を図ります。

(3) 厚真町総合ケアセンターゆくり

築20年経過しておらず、施設の状況も良好であることから、機能再編に伴う【内部改修】により、継続利用を図ります。

(4) 厚真町青少年センター・町民ギャラリー

青少年センターは築40年以上経過し、建築・設備も老朽化が進んでいることから、増築した町民ギャラリーと合わせて【建替え（機能の集約化）】を行い、庁舎周辺エリアとして一体の施設整備を行います。

(5) 創作館

築40年以上経過し、建築・設備の老朽化が進んでいることから【建替え（機能の集約化）】とし、庁舎周辺エリアとして一体の施設整備を行います。

(6) 厚真児童会館・児童会館（旧学童）

厚真児童会館は築50年以上経過しており、建築・設備の老朽化が進んでいることから、増築した「児童会館（旧学童）」と合わせて【建替え（機能の集約化）】とし、庁舎周辺エリアとして一体の施設整備を行います。

(7) 旧母子健康センター

築40年以上経過し、建築・設備の老朽化が進んでいることから【解体】とします。

(8) 商工会館

一体的な庁舎周辺エリアの再整備を行い、合理的な土地利用としていくため、【建替え（機能の集約化）】とし、役場庁舎へ集約することとします。

(9) 胆振東部消防組合・消防署

築50年経過することから、消防の拠点施設として安全性を確保するため【建替え】とします。

(10) 消防職員住宅

築40年以上経過し、建築・設備の老朽化が進んでいることから、既存住宅ストックの活用により居住機能を確保した上で、現施設は【解体】とします。

(11) その他

上記以外の町有施設や周辺施設等についても、庁舎周辺エリアとして一体の施設整備を図ります。

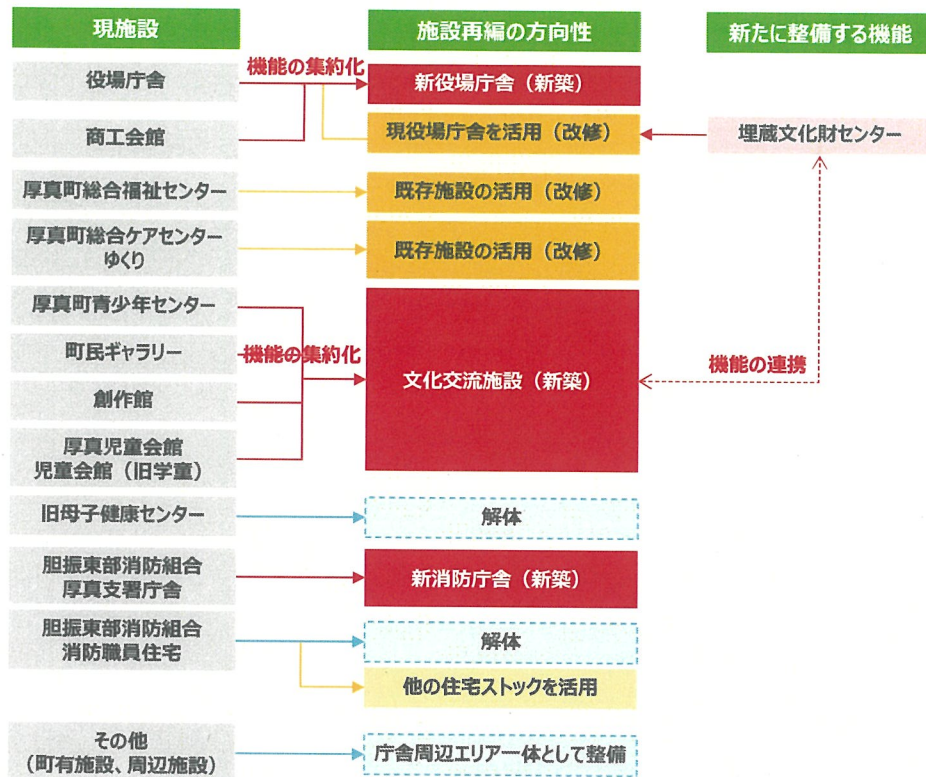


図 活用方針

※参考：現役場庁舎の活用について

①歴史的価値について (札幌市立大学 羽深久夫名誉教授 (北海道文化財保護審議会委員)「厚真町役場庁舎についての所見」(令和2年11月16日)より抜粋)

現地に新築された木造の旧庁舎は構造と様式が近隣町村に稀にみるもの、鉄筋コンクリート造の現庁舎は構造、様式が全道町村第一といわれたと「厚真村史」にあるが、「2、建築概要」に述べたように、現庁舎が十勝沖地震の災害復旧事業でありながら、村の象徴として、建築計画の基本を踏まえ、経済性の検討、増築の配慮、事務の効率、住民サービス、室内環境の配慮が行われた戦後間もない時期の北海道における先進的な庁舎建築であることは間違いないであろう。

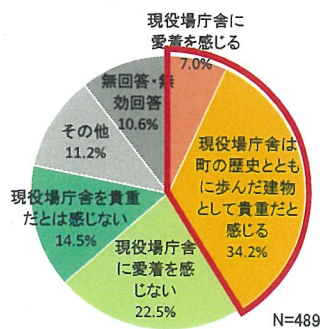
また、様式的には戦前のネオゴシックの影響をファサードに受けながらも、平面計画、断面計画、立面計画には戦後の合理主義の考えが認められる。

以上から、現庁舎は国が定める登録有形文化財登録基準である、原則として建設後50年を経過し、(1)国土の歴史的景観に寄与しているもの、(2)造形の規範となっているもの、(3)再現することが容易でないもの、うちの(2)に該当する建築と考えられる。

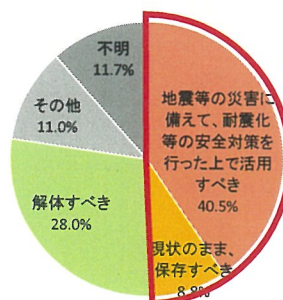
②町民アンケート調査結果

【現役場庁舎をどのように感じますか】

【現役場庁舎をどのようにすれば良いと思いますか】



愛着を感じる
貴重だと感じる
計 41.2%



活用すべき
保存すべき
計 49.3%

第3章 整備方針・導入機能・整備規模

3-1 役場庁舎

(1) 整備方針

役場庁舎の整備にあたり、次の3つの整備方針を設定しました。

①訪れやすく誰もが利用しやすいサービス拠点づくり

【窓口サービスの合理化・効率化】

- ・現在、総合ケアセンターゆくりや青少年センターに分散している窓口や執務空間を集約化し、来庁者目線に立った合理的・効率的で利用しやすい窓口サービスとします。

【窓口での基本対応の充実】

- ・現在は個別相談するスペースが少ないため、来庁者のプライバシーに配慮した窓口機能の強化を図ります。
- ・来庁者が目的の窓口にわかりやすく、すぐ辿りつけるように、来庁者が認識しやすいサイン計画とします。
- ・執務空間から窓口カウンターの行き来が容易となる計画とし、すぐに来庁者をサポートできる空間とします。

【待合スペースの拡充】

- ・現在は待合スペースが不足しているため、窓口が混雑している際も快適に待つことができるよう待合スペースを拡充します。

【周辺施設との連携を含めた交流促進／情報発信機能の充足】

- ・来庁者が気軽に休憩できるなど立ち寄りやすさに留意します。
- ・町内の各種情報を発信する場を設けます。

②コンパクトでストレスフリーな庁舎ワークプレイスづくり

【多様な執務空間の確保】

- ・狭隘化している執務空間を解消するとともに、将来を見据え、業務内容に応じた多様な執務空間を確保します。
- ・個人情報を取り扱う執務空間への入室を回避し、セキュリティに配慮した計画とします。

【部署連携・部署近接に配慮した執務空間】

- ・全員の顔が見渡せ、横断的に連携がとりやすい執務空間とします。ワンフロアで用事が完結する構成とします。

【組織変化への対応（フレキシビリティの確保）】

- ・職員数や組織の変化に対応可能なフレキシブルな執務空間とします。